

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十九号

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則

奈良県障害者総合支援センター管理規則（昭和六十三年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表条例第二条第一号に規定する事業の項を次のように改める。

条例第二条 第一号に規定する事業		児童発達支援	二十一名
障害児相談支援	保育所等訪問支援	児童発達支援センター	

第二条の表条例第二条第四号に規定する事業の項中「障害児通所支援事業所」を「児童発達支援センター」に改める。

第四条第三項第一号中「障害児通所支援事業所」を「児童発達支援センター」に改める。

第五条第三項中「奈良県障害者総合支援センター障害児通所支援事業所・指定障害福祉サービス事業所利用申請書」を「奈良県障害者総合支援センター児童発達支援センター・指定障害福祉サービス事業所利用申請書」に改める。

第六号様式中 「奈良県障害者総合支援センター」 「奈良県障害者総合支援センター」
障害児通所支援事業所・指定障害福祉 児童発達支援センター・
サービス事業所利用申請書 サービス事業所利用申請

「障害児通所支援事業所」に改める。

「」

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。